



1 月を振り返って

1月の教職課程センターは、特にイベントもなく、穏やかな新年を迎えました。ただ2024年度の教員採用選考制度には変化があります。大きなトレンドは「選考時期の前倒し」です。文科省は全国一斉に6月16日（日）に一次選考を行うように自治体に通達しましたが、東京都を含めた関東地方は、7月7日（日）に実施される方向で調整が進んでいます。（正式には3月下旬にアナウンスされる予定です）もう一つの変化は「3年生での受験可能」です。すでに関東地方の自治体（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県・千葉市、横浜市、川崎市、相模原市）では一次選考を3年生で受験できるように制度変更されました。現在2年生の皆さんは今年の6月にこれらの自治体の採用選考を受験することが可能です。3年生でもし合格できなかったとしても翌年再チャレンジもできます。つまり受験機会が2回に増えたと考えられるのです。ぜひこのチャンスを生かして積極的に受験することをお勧めいたします。合格できれば、4年生では論文と面接だけを受験することとなり、負担が軽減されます。前向きに検討してみてください。すべての情報は教職課程センターにあります。お時間のある時にはぜひお立ち寄りください。

2 月の予定

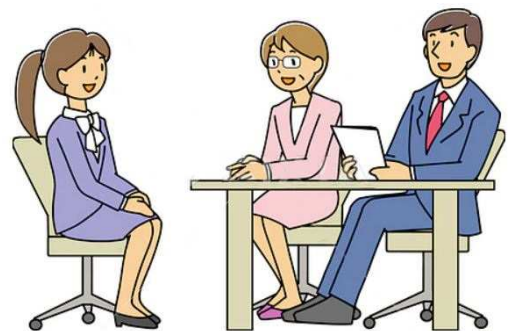
既に参加申込書を送っているところですが、2月から3月にかけて、3年生中心に個人面接演習、集団討論演習を行います。日程は別紙でご案内していますが、来年度の選考受験を考えている人は必ず参加してください。昨年度の例では埼玉県と千葉県・千葉市では集団討論が予定されています。埼玉県、千葉県・千葉市の選考を受験予定の方は、こちらも必ず参加してください。ただし集団討論は4人以上集まらないと成立しないので、応募状況によっては、日程の調整をお願いすることになるかもしれません。

★個人面接演習

2月28日（水）～3月12日（火）西館演習室1

★集団討論演習

3月13日（水）～3月27日（水）西館演習室1



また2月21日（水）3限4限で「プロアナウンサーによる話し方教室」を行います。現役プロアナウンサーである大橋照子先生をお招きして、直接講義と講演、そして演習を行います。この企画は法政大学だけの取り組みで、実際にプロのアナウンサーの方が、対面でのコミュニケーションが必要な場面で、どのような工夫をされているのか直接学ぶことができる貴重な機会です。例年大好評で、希望者の大変多い講座です。こちらも別紙で詳しく紹介していますので、大勢の方の参加をお待ちしています。

気になる言葉遣い

論文や面接はオフィシャルな場面なので、当然社会人として、ふさわしい文言や言葉遣いが求められます。一方で、今皆さんの主たるコミュニケーションは短文中心のSNSだと思います。短文中心の友人とのコミュニケーションではオフィシャルな言葉遣いは、登場しないものも多いですね。過去面接演習に参加した皆さんの先輩たちの中にも、不適切な表現で指導を受けた人がいました。私には今年 26 歳になる娘がいるのですが、彼女との LINE でのやり取りでの返信は、最初「了解」だったものが次第に「りよ」となり、最後は「り」でした。「省略するにも程があるだろ！」と突っ込みを入れたいところではありますが、日常会話をできるだけ短くしてタイパを良くしたい（時間節約）との考えは理解できなくもありません。しかし社会人としてのオフィシャルな会話に、日常会話のコミュニケーションを持ち込むのは NG です。自分の評価が下がってしまいます。まずはオフィシャルな表現に慣れるところから始めましょう。

尊敬語・謙譲語・丁寧語

会話の中で、意識して使い分けてほしいのがこの 3 通りの表現です。

1. **尊敬語** 相手の動作・状態に使う。目上の相手の動作・状態を直接高めます。
2. **謙譲語** 自分の動作・状態に使う。自分がへりくだることで、間接的に目上の相手を高めます。
3. **丁寧語** 自分が話す言葉に使う。話し手の自分が聞き手である相手への敬意を示す言い方です。

★ 間違えやすい言葉遣い、その 1

×：△△高校の校長先生が**お越しになりました**。 ○：お越しになりました。いらっやいました。

「お越しになられる」は、「お」と「られる」という敬語が二重に使われています。二重敬語は NG です。

★ 間違えやすい言葉遣い、その 2

×：□□先生が来校されると**申されました**。 ○：おっしゃっていました

「申す」は謙譲語なので、自分がへりくだる言葉です。正しくは尊敬語の「おっしゃる」です。

★ 間違えやすい言葉遣い、その 3

×：お手紙を**拝見させていただきました**。 ○：拝見しました。拝見いたしました。

拝見の「拝」にすでに敬語が含まれています。さらに「いただく」をつけると二重敬語になってしまいます。

×：**拝見されますか？** ○：ご覧になりますか？

「拝見する」は謙譲語なので、相手に対して使うのは間違いです。

★ **相手の動作に謙譲語は使ってはいけません。**「相手の動作」に対して使うのが「尊敬語」「自分の動作」に対して使うのが「謙譲語」です。

×：詳細は担当者に**伺ってください**。 ○：詳細は担当者にお尋ねください。（または）お聞きください。

×：お手元の資料を**拝見してください**。 ○：お手元の資料ご覧ください。

★ **謙譲語を尊敬語のように使ってはいけません。**

×：事務室で旅費を**いただかれています**。 ○：事務室で旅費をお受け取りください。

×：不明な点は私に**お伺いください**。 ○：不明な点は私にお尋ねください。

★ **身内に敬語を使ってはいけません。**

×：校長は、ただ今席を外して**いらっやいます**。 ○：校長は、ただ今席を外しております。



「情報モラル」について学校で指導するように、という流れができてから 10 年以上が経ちます。その背景には、子どもたちに自由にスマホやタブレットを使わせてきたことで、様々な問題が発生して、最悪の場合子どもが自殺に追い込まれたり、犯罪に加担させられたりしてきた、という深刻な理由があります。本来保護者が通信料金を負担しているのですから、機器の使用に関しても、保護者がきちんとルールを決めて、子どもたちに使わせるのが筋なのですが、残念ながら、スマホの使用を制限できるような自分の子どもを管理指導できる保護者は、ごく少数であるのが実態です。そして野放し状態でスマホを与えられた子どもたちが、LINE 等の SNS で誹謗中傷を発信したり、個人情報情報を拡散させたりして、重大なトラブルに発展しているのが今の彼らの実態なのです。事件が多発したことに危機感を抱いた行政が「学校で正しい使い方を指導しろ！」と圧力をかけて、現在情報モラル教育は、数多くの冠教育（〇〇教育）の中でも、優先度が高い指導として、学校で定期的に行われています。

今の高校生以下の世代は、生まれた時から家庭にスマホやタブレットがあった最初の世代です。当然物心ついた時からそれらのデバイスに触れて育ってきています。彼らの保護者世代も「とりあえず子どもに動画を見せておけばおとなしくしているから」という理由で、リスクを考えずにそんな状況を放置してきたのです。

この問題が厄介なのは、事件や事故は放課後や休日の時間帯に発生していることです。現在多くの中学校高等学校では、スマホの持ち込みを制限したり、禁止したりしているので、生徒が学校にいる時間帯に、トラブルが発生することは稀です。ところが放課後や夜間にトラブルが発生すれば、当然生徒はそれらを翌日以降学校に持ち込んで、校内でさらに大きなトラブルに発展します。そしてそのトラブルを教員が知ることとなり、指導を始めます。しかしすでに起こってしまったトラブルを、後から検証して、指導に結び付けることは大変な困難を伴います。時間も労力もかかるのです。（めちゃくちゃしんどいです）

そこで大切になるのが「トラブルに巻き込まれない指導」となります。どんなことをすれば、どんなトラブルに巻き込まれるのか、具体的な事例を挙げて、丁寧に生徒たちを指導する必要があります。本来であれば子どもに機器を貸し与えている保護者を集めて、危険性について指導する必要もあるのですが、なかなか教員が保護者を指導することは難しいです。せいぜい情報提供に努めるのが精いっぱいなのです。しかし情報モラルに関するトラブルを未然防止するためには、保護者の協力が不可欠であることも間違いありません。



ネット上でのトラブルのリスク



ネットリテラシーが低い子どもたちは、多くのトラブルに巻き込まれています。また意図せず加害者や被害者になってしまうケースも増えています。そのため、まずは実際にあった事例を知り、対策を立て、事例を示しながら指導していく必要があります。「それって学校で指導すべき内容なの？」という疑問を感じる人もいるかもしれませんが、実際に被害にあうのはリテラシーの低い子どもたちなので、未然防止という観点から考えても、学校で指導すべき内容と考えられます。インターネットの「光の部分」の恩恵を受けるためには、「影の部分」=「リスク」についてもしっかり指導して使わせなければならないのです。

子どもたちが巻き込まれる可能性があるリスク項目について挙げておきます。（全て実際の事例です）

- ①文字によるコミュニケーションでの誤解
- ②個人情報の流出や拡散
- ③誹謗・中傷・脅迫まがい行為
- ④心の隙間に入り込む出会い系サイト
- ⑤金銭やポイントのやり取り
- ⑥著作権侵害・作品の二次利用
- ⑦悪ふざけ、バイトテロ
- ⑧有名人の悪口拡散等による名誉棄損等・・・

ネット上でのトラブル実例

ここでは、実際にあった事例について取り上げていきます。もしあなたが教員として現場に出た時に、以下のような事例に出会ったらどのように子どもたちを指導していきますか？子どもたちが加害者や被害者にならないために、自分事として考えてみてください。

①文字によるコミュニケーションでの誤解

A子がグループラインに「B子の話って面白くない」と書き込んだ。A子は同意を求める意味で、語尾上げのニュアンスで書き込んだのだが、グループメンバーはその書き込みを「面白くない！」という「否定」の意味だと受け止めた。その結果A子はグループメンバーから無視されるようになってしまった。

②個人情報の流出や拡散

C子は日常的に自撮り写真をSNSにアップしていた。ある時気に入っている自分の制服姿をアップした。ところが、その直後から見知らぬ相手につきまといられるようになった。どうやら制服から学校名が特定され、他にもアップしていた写真に写っている背景などから住所まで特定されたい。

③誹謗・中傷・脅迫まがい行為

D男は隣のクラスのE男が最近調子に乗っている、と感じて不愉快であった。そこで掲示板に「最近E男が調子に乗っているからみんなでボコボコにしてやろうぜ」と書き込んだ。その後掲示板はE男に対する悪意ある書き込みであふれてきて、D男は「ざまあみろ」とほくそ笑んでいたのだが、数日後、警察官が自宅に訪ねてきて、「あなたが脅迫文を書き込んだ」という情報提供がありました。警察署で事情を説明してください、と連行されてしまった。

④心の隙間に入り込む出会い系サイト

両親との関係が悪化し、反発ばかりしていたF子はSNSに「もう家に帰りたくない」と書き込んだ。その後「君の助けになりたい」「僕のところに来なよ」「君を守ってあげるよ」等の親切なメッセージが届いたので、F子はその言葉を信じて相手の家を訪ねた。そして行方不明となり、保護者が警察に捜索願を出した。

⑤金銭やポイントのやり取り

オンラインゲームにはまっているG男は、保護者の許可を得て毎月1,000円だけ課金して、ゲームに参加していた。しかしどうしてもステージがクリアできず、悔しい思いが募っていた。そんなときオンラインで知り合ったH男から「俺が代わりにクリアしてやるよ。IDとパスワード教えて」との申し出があり、G男は情報をH男に教えた。数日してゲームを続けていると、ゲーム内で獲得していたはずのアイテムがすべて消えていた。さらに翌月親のクレジットカードに100,000円を超える請求が来てしまった。

⑥著作権侵害・作品の二次利用

SNSのフォロワー数が伸びないと感じていたI子は「人気キャラクターの画像を使えば伸びるかも」と考え、自分の好きなキャラクターの画像を貼って投稿するようになった。一か月後、SNSの運営会社から「あなたの投稿は著作権を侵害しています」という警告メッセージが届いた。

⑦悪ふざけ、バイトテロ

ファミレスでバイトしていたJ男は、受けを狙おうとしてバイト先の厨房の大型冷蔵庫に入って自撮りした写真をSNSに載せた。その後その投稿は炎上し、写真も拡散しファミレスの経営陣も知ることとなった。信用を失ったファミレスの経営陣は、その店舗を閉店することを決め、その損害賠償としてJ男の保護者に数千万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。

⑧有名人の悪口拡散等による名誉棄損等

最近フォロワー数を伸ばしている人気動画配信者Kが調子に乗っていると感じたL男は、ネット上の書き込みを調べて、Kに対する悪口が意外に多いことに気が付いた。そこでそれらの悪口を片っ端から拡散してすっきりした気分になっていた。一か月後その動画配信者から、業務妨害罪、侮辱罪、名誉棄損罪で訴えられて、損害賠償請求が届いた。